



これからの農業のために さまざまな農業の支援制度があります



市の基幹産業である農業を持続可能で活力のある産業にするためには、担い手の育成や生産性を高める農地の集約化など、まず何より農業経営の基盤となる「人と農地」がともに確保されていることが前提となります。「高齢化が進み若い農業者がほとんどいない」「水田が小さく分散していて作業効率が悪い」など、人と農地の問題解決に向けたさまざまな支援制度を紹介します。

■問い合わせ 農林課農業振興係 (☎0223)

人・農地プラン作成事業

「農」の未来の設計図を描く

「地域の中心となる担い手を誰にするか」「担い手と他の人が連携して農地をどう集積するか」「地域の農業をどう発展させるか」などを地域の皆さんで話し合っていたり、今後の農業の道しるべとなる「人・農地プラン」を作成しましょう。「人・農地プラン」に位置づけられると次のような支援を受けることができます。

◆青年就農給付金 (経営開始型)

青年の就業意欲の喚起と就農後の定着を図るため、経営が不安定な就農直後の所得を支える給付金(年間150万円)を最長5年間交付します。

原則45歳未満で独立・自営就農する人(平成20年4月以降に農業経営を開始した人も含む)が対象です。交付を受けるには所得制限等の要件があります。

◆農地集積協力金 (経営転換協力金・分散解消協力金)

米・麦・大豆等を生産する土地利用型農業からの経営転換や農業をやめることに伴い所有農地等を地域の中心となる担い手に貸し付ける人に対して協力金(農地の規模により一戸当たり30万円〜70万円、または10坪当たり5000円)を交付します。

市街化区域内の農地は除きます。また遊休農地の保有者は、交付を受けることができません。交付を受けるには、農業者戸別所得補償制度に加入しているか、または加入見込みであること、農地利用集積円滑化団体等へ10年以上の期間、農地の貸付相手を指定しない委任等を行うことが必要です。

◆スーパー資金の当初5年間無利子化

地域の中心となる経営体としてプランに位置付けられた認定農業者が借り入れるスーパー資金について、貸付当初5年間の金利負担を軽減します。

次の支援は、プランへの位置付けに関係なく受けることができます。

◆青年就農給付金 (準備型)

青年の就業意欲を喚起するため、就農前の研修期間の所得を支える給付金(年間150万円)を最長2年間交付します。

岡山県が実施する農業体験研修を終了した「認定就農者」(原則45歳未満で独立・自営就農する人)が対象で、岡山県の認定審査があります。

研修終了後、1年以内で就農しなかった場合や要件に合わなくなった時は返還していただくことがあります。45歳以上55歳未満で独立・自営就農を目指す人には、別に岡山県の農業実務研修制度があります。

就農をサポートします

定年帰農者等応援事業

本市で就農を目指す意欲のある人を対象に、ピーナツ・トマト・ピーチの各スキルを開催しています。

農業に新たな力を

新規就農総合対策事業

新規就農者の育成確保のため、関係機関と密接に連携して計画的に各地域の実状にあった施策を行い、農業高齢者不足の解消を図っています。

また、農地確保などの受け入れ体制を整備し、新規参入者を確保することにより、本市農業の将来を担う農業者の確保・育成を図っています。

安心して続けられる農業へ

農業者戸別所得補償制度

販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することで、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持することを目的に交付しています。

中山間地域を守り育てる

中山間地域等直接支払交付金

中山間地域等の農地を、将来に渡って維持・保全し、農業生産、自然環境保全等の多面的機能を守る取り組みを行う集落協定等へ参加する農業者等に交付金を交付しています。

※詳しい内容については、お問い合わせください。



農家の負担を軽減します 農業用機械等整備事業

耕作放棄地の増加を防ぐことを目的に、農業への就業意欲の維持、農地の維持管理の継続を図るために農業者の農業用機械購入に対して補助金を交付しています。

農作物を守るため

野鳥等防護柵設置事業

有害獣による農作物への被害の防止をするため、防護柵(電気柵、トタン柵等)を設置する人に補助金を交付しています。



計画的に進める農業を支援

農作業受委託推進事業

農作業受託者が策定する、1戸以上の農作業を受託する計画を市が認定した場合、その受託作業に要する機械設備・施設等の整備に対し、補助金を交付しています。



継続できる農業の推進

耕作放棄地遊休農地解消事業

高齢者でも栽培しやすく、耕作放棄地となりやすい日当たりの悪い農地を好むフキの栽培を推奨し、市内耕作放棄地の解消と定年帰農者等の収入増加を図るため、栽培希望者を募集しています。



プランは随時見直すことができます。必要な部分から取り組み始めて、順次拡大していくことで構いません。例えば、次のような場合です。

- ▽新規就農者が新たに出てきたとき
- ▽集落協定、法人を立ち上げるとき
- ▽引退を決意して農地集積協力金をもらおうとするとき

※諸要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。